

I R事業者等への対応指針

北海道

(趣旨)

第1条 この指針は、I R（統合型リゾート）の業務に関し、適正な業務の執行を行うため、北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成9年北海道条例第9号）等の規定に加え、知事、副知事及び担当職員（以下「職員等」という。）がI R事業者等に対応する際に遵守すべき厳格なルールを定め、厳正に実施することにより、公正性及び透明性の確保を徹底することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、「担当職員」とは、経済部に勤務する職員であって、I Rに関する職務に従事しているものをいう。

2 この指針において、「I R事業者等」とは、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第5条第2項第3号に規定する設置運営事業等を行う者及び同法第143条第1項に規定するカジノ関連機器等製造業等を行う者等並びにこれらを行おうとする者等をいう。

3 この指針において、「面談」とは、職員等とI R事業者等との面談であって、儀礼的な挨拶にとどまらず、北海道のI R関連業務に関する具体的な話題に及ぶものをいう。

(知事又は副知事が行う面談)

第3条 知事又は副知事が、I R事業者等と面談を行おうとするときは、当該面談に担当職員を同席させるものとする。

(担当職員が行う面談)

第4条 担当職員が、I R事業者等と面談を行おうとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項について上司に報告し、了承を得た上で行うものとする。

- (1) 面談の日時
- (2) 面談の場所
- (3) 面談の相手方の所属、役職及び氏名
- (4) 面談を受ける担当職員
- (5) 面談の目的

2 前項の面談は、複数の担当職員により対応するものとする。

3 担当職員が面談を行ったときは、速やかに、面談の内容を上司に報告するものとする。

(担当職員以外の北海道職員とI R事業者等との面談)

第5条 担当職員以外の北海道職員（以下「関係課等職員」という。）に対し、I R事業者等から面談の申込があったときは、関係課等職員は直ちに担当職員に連絡するものとする。

2 I R事業者等との面談については、原則として担当職員が対応することとし、関係課等職員は、担当職員が同席する場合を除き、面談を行わないものとする。

(面談における留意事項)

第6条 面談は、原則として、庁舎内において行うものとする。ただし、I Rに関する業務のために、

庁舎外において施設の視察その他の情報収集を行う必要があると認められる場合は、この限りでない。

- 2 面談の時間設定や頻度については、特定の I R 事業者等を優遇しているとの疑念を生じることのないよう、留意するものとする。
- 3 面談においては、I R 事業者等への情報提供は、特定の I R 事業者等に不当に有利又は不利にならないように、公平かつ公正に行うものとする。

(面談の記録の作成及び開示)

第7条 面談を行ったときは、別紙様式により、面談の記録を作成するものとし、その内容については、可能な限り、面談の相手方の確認を受けるものとする。

- 2 面談の記録は、知事の所掌事務に係る公文書の管理に関する規則（平成10年北海道規則第46号）等に基づき、適切に保存することとする。
- 3 面談の記録は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）に基づく開示請求があったときは、同条例の規定に従い、非開示情報を除いて開示されるものとする。

(面談以外の接触における留意事項)

第8条 I R 事業者等との電話、メール又はF A Xによるやり取りについては、日程調整等の事務連絡、北海道からの求めにより行われる情報又は資料の提供等にとどめるものとし、この場合であっても、原則として、個人の携帯電話等は使用しないものとする。

- 2 担当職員は、I R 事業者等との電話、メール又はF A Xのやり取りを行ったときは、上司に報告するものとする。

(公職者等からの要望等)

第9条 公職者等から特定の I R 事業者等に係る要望等を受けた場合には、速やかに記録を作成し、上司に報告するものとする。

(秘密保持)

第10条 担当職員は、人事異動等により担当職員でなくなった場合であっても、その期間に知り得た職務上の情報を他人に漏らしてはならない。

(北海道職員倫理規則上の取り扱い)

第11条 本指針における I R 事業者等は、北海道職員倫理規則（平成12年北海道規則第158号）第5条第1項第6号に規定する利害関係者として取り扱う。

(指針の見直し)

第12条 この指針は、今後 I R 関連事業の進捗に応じて、見直しを行う。

(附則)

この指針は、令和2年1月6日から施行する。

この指針は、令和3年2月12日から施行する。